

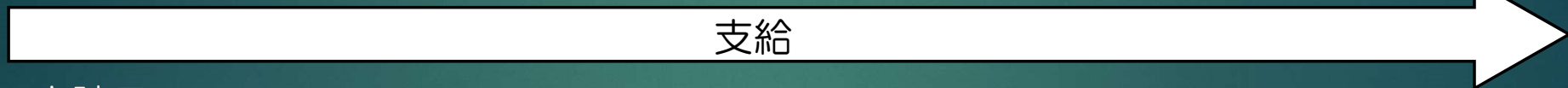
指定難病
医療費助成事業に係る
支給開始日の遡りについて

1. 概要

令和5年10月1日から、支給開始日の遡りが開始されます。
遡りについてまとめると、以下のとおりです。

○～令和5年9月30日

支給開始日：申請日（保健所で申請書を受理した日）



▲申請日

○令和5年10月1日～（軽症者特例により認定される場合を除く）

「診断年月日」（※1）を基準に遡りの期間を決定

（原則）支給開始日：「診断年月日」か「申請日から1か月前の日」のいずれか遅い方

（例外）「やむを得ない理由（※2）」がある場合

支給開始日：「診断年月日」か「申請日から3か月前の日」のいずれか遅い方

→ 次ページ以降に図示します。

※1：診察や検査結果等から、当該指定難病の診断基準を満たし、かつ、当該指定難病が原因で重症度分類を満たしていると総合的に診断した日

※2：診断書（臨床調査個人票）の受取に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した など

2. 原則的な取り扱い

【今後① 診断年月日が申請日から遡って1か月以内の場合】
「診断年月日」まで遡り

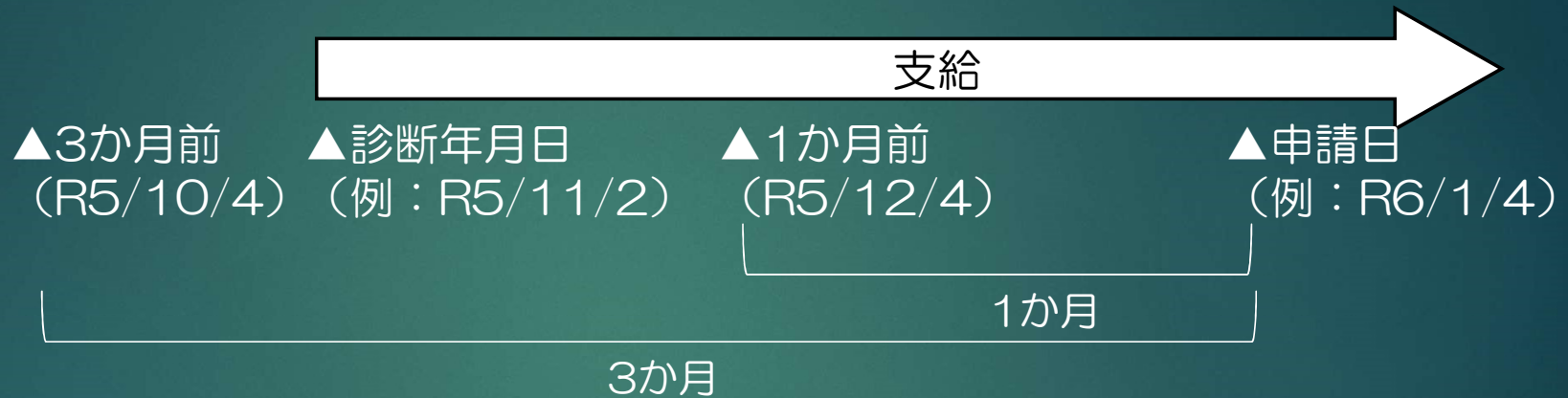


【今後② 診断年月日が申請日から遡って1か月より前の場合】
「申請日の1か月前」まで遡り



3. 例外的な取り扱い

【今後③ 診断年月日が申請日から遡って3か月以内の場合】※「やむを得ない理由」あり
「診断年月日」まで遡り



【今後④ 診断年月日が申請日から遡って3か月より前の場合】※「やむを得ない理由」あり
「申請日の3か月前」まで遡り



4. 留意事項

【留意事項① 軽症者特例による認定の場合】

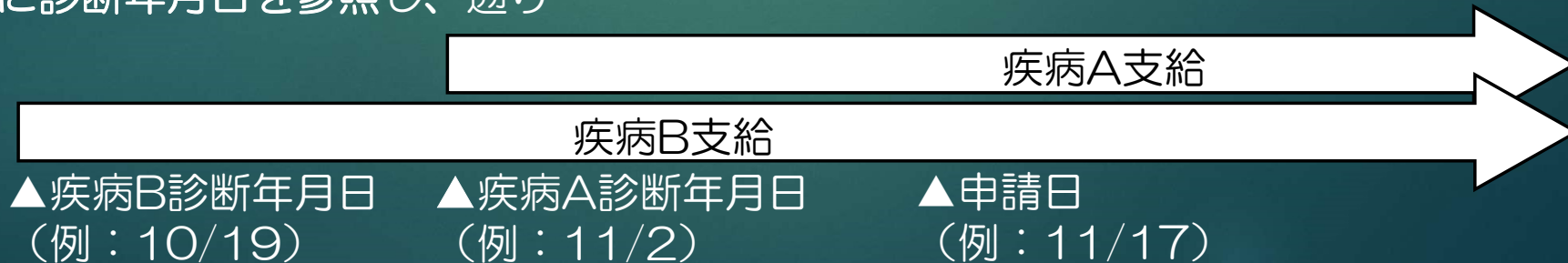
前記①～④の「診断年月日」を「軽症者特例を充足した日の翌日」と読み替え



※「軽症者特例の要件」は、従前どおり申請日を基準に考えます。1か月
上の例であれば、11/17を基点に過去12か月の医療費で充足/未充足を判断します。

【留意事項② 複数疾病同時申請の場合】

疾患ごとに診断年月日を参照し、遡り

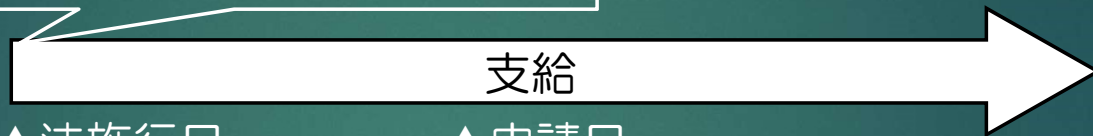


4. 留意事項

【留意事項③ 法施行日との関係】

支給開始日を令和5年10月1日以前に遡ることはできません。

遡れるのはR5/10/1まで



▲診断年月日

(例：R5/9/19)

▲法施行日

(R5/10/1)

▲申請日

(例：R5/10/17)

【留意事項④ 「申請日から1か月前/3か月前の日」が暦上存在しない場合】

前の月の最後の日を支給開始日とする

2/31は無いため、2月最終日が支給開始日になる



▲診断年月日

(例：R6/2/10)

▲支給開始日

(例：R6/2/29)

▲申請日

(例：R6/3/31)

1か月

4. 留意事項

【留意事項⑤ 軽症者特例と診断年月日の関係】

前提：「診断基準及び重症度分類に関する基準」と「軽症者特例の要件」の両方を充足する場合

支給開始日：「診断年月日」と「軽特充足の翌日」のいずれか早い日



▲軽特充足の翌日
(例：12/6)

▲診断年月日
(例：12/12)

▲申請日
(例：12/24)



▲軽特充足の翌日
(例：12/6)

▲診断年月日
(例：12/12)

▲申請日
(例：12/24)

